

EU の将来に関するラーケン宣言

欧州の将来に関する諮問会議の設置

鷲江 義勝

(同志社大学法学部助教授)

はじめに

2001年12月、ベルギーの首都ブリュッセルのラーケン王宮で開催された欧州理事会は最終日に、議長総括を採択し、その付属文書の形で、「欧州同盟の将来に関するラーケン宣言¹」に合意した。ラーケン宣言は、第1部で「岐路に立つ欧州 (Europe at a Crossroads)」と題して、ECSC に始まる欧州統合の意義を強調すると共に、EU が直面する課題を明らかにしている。第2部「再生された同盟における挑戦と改革 (Challenges and Reforms in a Renewed Union)」では、様々な側面から EU のあるべき姿を問いかけるものとなっている。これらの前提を受けて、第3部では、「欧州の将来に関する諮問会議の召集 (Convening of a Convention on the Future of Europe)」が宣言されている。同会議に関しては、2002年3月に活動を始めるにあたっての任務、構成、任期、活動方式、最終報告書、フォーラムの設置、事務局などの内容が規定されている。本資料は、EU あるいはより広い意味での欧州統合の将来像を検討するための前提となるラーケン宣言の内容を紹介することによって、EU がいかなる問題意識の下で、いかなる将来像がどのような枠組みで検討されるのかを明らかにすることを目的としている。以下、ラーケン宣言の内容に従って、若干の考察を交えながら、検討を行う。

・岐路に立つ欧州

ラーケン宣言の第1部では、まず、第2次世界大戦までの欧州の覇権をめぐる争いに終止符を打ち、平和と協調に基づく欧州の復興を目指して設立された欧州石炭鉄鋼共同体を原点とし、2002年1月に3億人の市民の間で流通を開始したユーロ導入までのEUのこれまでの実績を強調することから始まる。50年にわたって欧州の平和を維持してきたEUの実績の中でも、1979年以降に直接選挙で選出されるようになった欧州議会によるEUの民主的正当性の強化、社会政策、雇用、難民、移民、警察、司法、外交及び共通安保・防衛政策などの各分野における協力の推進、EUが北米及び日本と並ぶ世界の極の1つとなったこと、EU内の発展途上地域の生活水準の飛躍的向上などが特に列挙されている。

これらの EU の実績を踏まえた上で、50 年の歴史を経て、EU は、その本質を明確に定義すべき時期、すなわち岐路に立っているとす。中・東欧の 10 ケ国以上への拡大によって、いわゆる「欧州」の統合過程は、一定の地域的範囲としては、完成に近づきつつある。この拡大は、第 2 次世界大戦とその結果生じた欧州の東西分断という欧州の歴史上の暗黒時代に終止符を打ち、第 2 次世界大戦以降の冷戦時代の欧州を精算することになるのである。

こうした認識の上に立ち、現在の EU に必要とされる変革は、ECSC の原加盟 6 ケ国によってなされた 50 年前のアプローチとは自ずと異なるアプローチを必要としている。この新たなアプローチを模索するにあたって、現在あるいは将来の EU が直面する内外の試練として、「欧州が直面する民主主義の試練」、「グローバル化する世界の中での欧州の新たな役割」、「欧州市民の期待」の 3 つが以下では、指摘されている。

(1) 欧州が直面する民主主義の試練

欧州が直面する民主主義の試練とは、EU と EU 市民の心理的距離の問題である。第 2 次世界大戦終結直後の欧州統合に対する一般市民の熱気と期待は、戦争の記憶が遠のくにつれて確実に薄れ始めている。ドイツのシュレーダー首相を始めとするいわゆる戦後生まれ世代は、戦争の記憶自体が存在しないのである。また、皮肉なことに、EU による欧州の復興は、同時に国民国家の復興をももたらし、加盟国国民の中にも国民国家に対する期待が回復しつつあるのである。さらに、EU による欧州統合自体が、エリート主導のトップダウン的手法による政治的試みであり、一般の市民にとっては、かなり遠い存在となっているという感覚がもたれているのである。このことは、ラーケン宣言の中でも EU と欧州市民の間の疎外感の存在、EU の脅威あるいは EU レベルでの民主主義的要素の不足の問題として指摘されている³。

すなわち、欧州統合という試み自体に対しては、EU 市民の一定の支持を得ている一方で、具体的な EU の目的やその活動内容を把握している EU 市民は依然としてかなり少数であることをまず基本的認識として示した上で、EU 市民の EU に対する不満を以下のように指摘している。

EU 市民は、EU が厳正かつ効率的で、接しやすく開放的な組織となることを望んでいる。多くの EU 市民は、EU が加盟国及び地域レベルに委ねるべき問題にまで細々と介入するのではなく、本来的に EU レベルで解決すべき問題にこそ専念すべきだと感じている。さらに、EU のこれまでの些末的かつ過剰ともいえるような介入は、加盟国の国民にとっては、自己のアイデンティティーに対する脅威と認識されることさえある。しかし、より重要なのは、EU の市民が EU に対して疎外感を感じていることであり、EU に対する EU 市民による一層の民主的監視を望んでいることであると分析されている。

(2) グローバル化する世界の中での欧州の新たな役割

急速に変化し、グローバル化する世界において EU がいかなる役割を果たしうるのか、あるいは求められているのかが、EU の直面する対外的な試練である。ベルリンの壁が崩壊して以降、一時は、紛争と無縁で人権に根ざした安定した世界秩序が実現するものと考えられていたが、実際には、そのような安定した世界秩序は出現してはいない。特に、9月11日のテロに象徴される宗教的な狂信的行為、エスニックナショナリズム、人種主義及びテロリズムが増大し、地域紛争、貧困及び開発の遅れは、これらの温床となっているのである。このような認識に基づいた上で、世界における欧州の役割を模索する必要に迫られているのである。これに対して、EU は、これまで育んできた民主主義と人権に基礎を置いて、世界において一定の役割を負うべきでありまたそのことを期待されていると分析している。

(3) 欧州市民の期待

最後に、欧州市民の期待としては、EU がより積極的に取り組むべき課題あるいは EU の官僚主義的傾向の排除などが指摘されている。

民主主義に基づき、世界の中で重要な役割を担おうとする EU のイメージは、EU 市民の EU に対して持つ期待でもある。欧州市民が EU に期待している政策分野は、司法及び安全保障、国際犯罪、移民の流入の統制、紛争地域からの亡命者及び難民の受け入れなどである。また、EU 市民は、経済及び社会的結束の分野と同様に、雇用の分野、貧困及び社会的排除との戦いにおける結果を求めている。また、EU 市民は、環境汚染、気候変動、食の安全など、EU レベルの全体的な取り組みによってのみ達成可能なあらゆる脱国家的問題への共通のアプローチを望んでいるのである。さらに、欧州内外の紛争地域に対処するために、EU が外交、安保及び防衛により一層取り組むこと、すなわち、より一層良好な協調行動に取り組むことを期待しているのである。

他方、欧州市民は、EU が他の多くの分野であまりに官僚的行動様式に支配されていることを懸念していることを認めている。経済、金融及び財政環境の協調に関する EU の役割は、基本的には、加盟国の個性を損なうことなく、域内市場と単一通貨の適正な運用を継続することに限定されるべきである。国家及び地域の差異は、歴史や伝統から生じており、これらは欧州を豊かにしている要素でもある。そのため、EU 市民が、「良い統治 (good governance)⁴」として期待しているのは、新しい機会を提供するものであり、さらなる官僚的形式主義を課すものではない。市民が望むものは、より多くの成果であり、実際の問題についてのより適切な反応であって、生活の隅から隅まで入り込んでいく欧州規模の巨大国家でもなく欧州の機関でもないとするのである。

以上のことから、欧州市民は、明確で、開放的で、効率的な、民主的に統制された共同体アプローチを望んでいると結論づけている。このアプローチによって、EU 市民は、雇用の増

加，生活の質の向上，犯罪の減少，適切な教育，健康福祉の向上などの具体的な成果を期待しているのである。これらの期待に応えるために必要な欧州の再生と改革を進める具体的なアプローチが第 部では列挙されている。

・再生された同盟における挑戦と改革

第 部では，第 部で指摘された様々な問題点を克服するための様々な選択肢が提示されている。まず，今後の EU が目指すべき方向として，「EU の民主主義的要素の充実」，「EU 全体の透明性の向上」，「EU の効率化」の 3 点が指摘されている。また同時に，EU が緊急に解決すべき具体的な課題として以下の 3 つの課題を掲げている。第 1 の課題としては，いかにして，欧州の市民，特に若年層を欧州統合及び EU に近い存在にしていくのかである。第 2 は，EU の拡大に関する課題である。中東欧 10 ヶ国への拡大が目前に迫る中で，拡大後の EU において，いかにして，その政治及び欧州規模の政治分野を有機的に結びつけていくのが大きな課題となるのである。第 3 は，国際社会全体の中における EU の役割の問題である。今日の多極化した世界の中で，いかなる方法で EU を安定的要素及び 1 つのモデルへと発展させていくのかである。

これらの課題を検討するために，以下の多くの設問が設定されている。

(1) EU における権限の適正配分と定義

第 部でも指摘されているように，EU 市民にとって，EU に対して期待している分野における成果が依然として十分とはいえない一方で，逆に EU が必ずしも関与すべきではない分野に EU が過剰に関与するという印象を持たれている。この問題に関する対処法の 1 つとして，ここでは，EU と加盟国間の権限の配分の明確化，簡素化，さらには整理をテーマとして掲げている。加盟国間の平等と相互の団結を常に留意することを条件としつつも，EU に現在移譲されている権限や任務を再び加盟国へ返還すること，あるいは逆に EU に新たな権限や任務が加盟国から移譲されたり，現在の EU の権限が拡大することが想定されている。以上のような前提に基づいて，ここでは具体的に 3 つの設問が設定されている。

第 1 の設問は，EU 及び加盟国間の権限配分の整理統合の明確性あるいは透明性の確保に関するものである。

- ・ EU の排他的権限，加盟国の権限，EU と加盟国の共有権限の 3 つの権限のタイプへのより明確な配分を成すことが可能か。
- ・ どのようなレベルで，権限が最も効率的に行使されるのか。さらにこの場合，補完性の原則がいかなる方法で適用されるのか。
- ・ EU の諸条約によって EU に与えられていない権限は，すべて加盟国の排他的権限領域に

属するということを明確にするべきか。そうした場合、結果はいかなるものになるのか。

第2の設問は、この新たな枠組み内で、かつ「共同体の今日までの蓄積 (acquis communautaire)」を尊重しつつ、権限の再編成を行う必要があるかどうかである。この課題に関しては、以下の諸点が列挙されている。

- ・ラーケン宣言で示された指針としての EU 市民の期待をどのような形で取り込んでいくのか。
- ・EU の再編によって、EU には、どのような任務が与えられるべきか。
- ・どのような任務が加盟国に残されるべきか。
- ・様々な政策に関して条約に対してどのような修正が成されるべきか。

例えば、

- ・より統一的な共通外交・防衛政策が展開されるべきか。
- ・ペーターズベルグ任務は更新されるべきか。
- ・警察・刑事法協力に関してより統合されたアプローチの採択が望ましいのか。
- ・経済政策の調整は、いかなる方法で、発展させられるのか。
- ・社会的統合、環境、健康及び食の安全の分野においていかなる方法で協力を強化できるのか。
- ・EU の政策の日常的執行や実施は、加盟国、あるいは加盟国の憲法の規定によっては地域によりはっきりとした形で、委ねられるべきではないのか。
- ・加盟国あるいは地域は、自らの権限領域が影響を受けないことの保障を与えられるべきか。

第3の設問は、再定義される権限配分が EU の権限の漸進的拡大あるいは加盟国、もしくは地域の排他的権限領域の浸食に繋がらないことを確保する方法についてのものである。この権限関係の侵害の問題は、同時に以下の課題に留意することが求められている。

- ・欧州のダイナミックスが停滞しないことをいかにして確保するのか。
- ・将来的にも EU は、新たな挑戦に対応しつづけていくことができ、新たな政策分野を開拓することができなければならない。そのため、蓄積された法体系 (acquis jurisprudentiel) の観点から、この目的のために EC 条約 95 条 (法の接近) と 308 条 (条約に規定のない分野での行為) は、見直されるべきか。

(2) EU の法的手段の簡素化

EU が、何を成すのかは重要な問題ではあるが、EU の行為の性質及び EU がいかなる手段を用いるべきかも、同様に重要な問題である。条約の度重なる改定は、そのたび毎に EU の行使しうる手段の増殖を結果として招き、命令は、次第により細目まで定める法へととなりつつある。そのため、ここでの問題は、EU の様々な法的手段は、より詳細に定義されることが可能

なのか及びその数は縮小されるべきかどうかである。そのために、以下の課題が提示される。

- ・ 立法的措置と行政的措置の間に区別が導入されるべきか。
- ・ 立法手段の数は、減らすべきか。例えば、直接適用されるルール、枠組み立法、強制力を持たない手段（意見、勧告、調整（open coordination））の3つに整理するべきか。
- ・ 政策の目標の達成について加盟国により多くの裁量の余地を与えるような枠組み立法を多用することが妥当か。
- ・ 調整及び相互承認が、どの権限分野について最も適切な手段なのか。
- ・ 比例性の原則が出発点となるべきか。

(3) EU におけるより一層の民主主義、透明性及び効率性

EU の正当性は、EU 自身が提示する民主主義的価値、EU が追求する目的、EU が持つ権限と手段に基づくものである。具体的には、EU は民主的、透明かつ効率的な組織構造によって、その正当性を獲得する必要がある。また、加盟国の国内議会も、欧州統合の試みに正当性を与える役割を期待されている。ニース条約に附属する「欧州の将来に関する宣言」⁵でも、欧州統合における加盟国の国内議会の役割を検討する必要性が強調されているのである。これらの前提に基づいて、以下の諸点が検討すべき課題として挙げられている。

第1に欧州委員会、欧州議会及び理事会の民主的正統性と透明性をいかにして増大させることができるのかが、検討されるべき問題となっている。

まず、欧州委員会については、以下の2点が具体的課題として提示される。

- ・ 欧州委員会の権威と効率をいかにして強化するのか。
- ・ 欧州委員会委員長は、いかにして任命されるべきか。欧州理事会あるいは欧州議会が欧州委員会委員長を任命するべきか、あるいは欧州市民が直接選出するべきか。

欧州議会に関しては、権限及び選挙方法に関して、以下の諸点が提起されている。

- ・ 欧州議会の役割は、強化されるべきか。
- ・ 共同決定手続きの権限を拡大するべきか。
- ・ 現在の欧州議会を選出している方法を見直すべきか。
- ・ 欧州規模の選挙区が創出されるべきか
- ・ 選挙区は、国家単位で決定されつづけるべきか
- ・ 欧州規模の選挙区と国家単位の選挙区の2つの選挙制度は併用されることが可能か。

理事会に関しては、立法機関としての理事会の権限の見直し及び透明性の観点からの理事会の公開性が課題として挙げられている。

- ・ 理事会の役割は、強化されるべきか。
- ・ 理事会は、その立法権限を行使する場合も行政権限を行使する場合も同じ方式で行為する

べきか。

- ・透明性の向上の観点から、少なくとも立法を行っている理事会の会合は、公開されるべきか。
- ・欧州市民は、理事会の文章を入手する機会をより多く持つべきか。

また、最後に、3機関間の権限関係の問題として、機関間の権限バランス及び相互統制がいかに確保されるべきかが課題として挙げられている。

第2は、加盟国国内議会の役割に関する課題であると同時に、EU自体の民主的正当性にも関係する問題である。すなわち、国内議会が、EUの中で役割を果たす方式及び担うべき役割に関する問題である。

- ・国内議会は、理事会及び欧州議会と並んで、新しい機関の形式でEU内で代表されるべきか。
- ・国内議会は、欧州議会が全く権限を持たない欧州規模の活動分野で一定の役割を果たすべきか。
- ・例えば、補完性の原理の遵守の第1次的審査を通じて、国内議会は、EUと加盟国間の権限配分に活動の焦点を当てるべきか。

第3は、約30の加盟国からなるEUにおける政策決定の効率性及び活動をいかなる方法で改善できるのかという課題である。

- ・EUは、いかなる方法で、その目的及び優先順位をより効率的に設定し、より適切な実施を確保することができるのか。
- ・より多くの決定を特定多数決によって行う必要があるのか。
- ・理事会と欧州議会間の共同決定手続きは、いかなる方法で簡素化され、迅速化されるべきか。
- ・理事会の議長の6ヶ月の輪番制をどうするのか。
- ・欧州議会の将来の役割は何か
- ・多様な理事会の構成、将来の役割及び構造はどうするのか。
- ・欧州外交政策の結束は、いかにして強化されるべきか。
- ・上級代表と欧州委員会の所管委員間の共同作用は、いかにして強化されるべきか。
- ・国際舞台におけるEUとしての対外的代表権に基づく行為は、さらに拡大されるべきか。

(4) 欧州市民憲章に向けて

EUは、現在4つの条約を有しており、EUの目的、権限及び政策手段は、現在、これらの条約に横断的に散在している。EUが、より高い透明性を持つとするならば、諸条約の簡素化は必須条件である。この簡素化に関しては、以下の4つの課題が提起されている。

第1は、現行の諸条約を、その内容を変更することなく簡素化することである。

- ・ EU と共同体の間の区別は、見直されるべきか。
- ・ 区分されたもののうち何を 3 つの柱に分類するのか。

第 2 は、条約構造の再編成の可能性に関するものである。

- ・ 区分は、基本的条約とその他の条約規定の間で成されるべきか。
- ・ この区分は、条文の分割を伴うべきか。
- ・ この区分は、基本条約に関する修正及び批准手続きとその他の条約規定に関する修正及び批准手続きの間の差別化を伴うのか。

第 3 は、ニース欧州理事会で合意された基本憲章に関連する項目である。

- ・ 基本権憲章は、基本条約に含まれるべきか。
- ・ EC は欧州人権規約に参加するべきか。

第 4 は、最終的に、この簡素化と再編成が、EU における憲法的文章の採択に繋がる可能性があるのかどうかという問題である。この憲法の基本的な特徴は、EU が擁護してきた諸価値、EU 市民の基本的な権利と義務、EU 内の加盟国間の関係などを規定するものになるのかどうかである。

以上のように非常に多岐に渡って列挙された設問を具体的な改革案にまとめ上げるための会議の設置を規定しているのが第 部である。

・ 欧州の将来に関する諮問会議の召集

第 部では、欧州理事会によって、EU の将来についての討議に参加する主な関係当事者からなる諮問会議が召集されることを規定している。この諮問会議の任務は、ニース条約を改定するために 2004 年に開催される予定の政府間会議のための道筋をできるだけ広範かつ開かれたものにするために、EU の将来の発展のために生じる中心的な問題を検討し、様々な可能性を持った回答を明確に示すことである。

以下では、欧州の将来に関する諮問会議の構成や活動方式を明らかにしている。

(1) 議長及び副議長

同諮問会議の議長に関しては、アマート元イタリア首相やドロール元欧州委員長などの名前が挙げたが、結果的には、候補に自ら名乗りを上げ、フランスのシラク大統領やドイツのシュレーダー首相などが支持したジスカールデスタン元フランス大統領が就任した⁶。副議長には、イタリアのアマート前首相とベルギーのデハーネ元首相が選任された。

(2) 構成

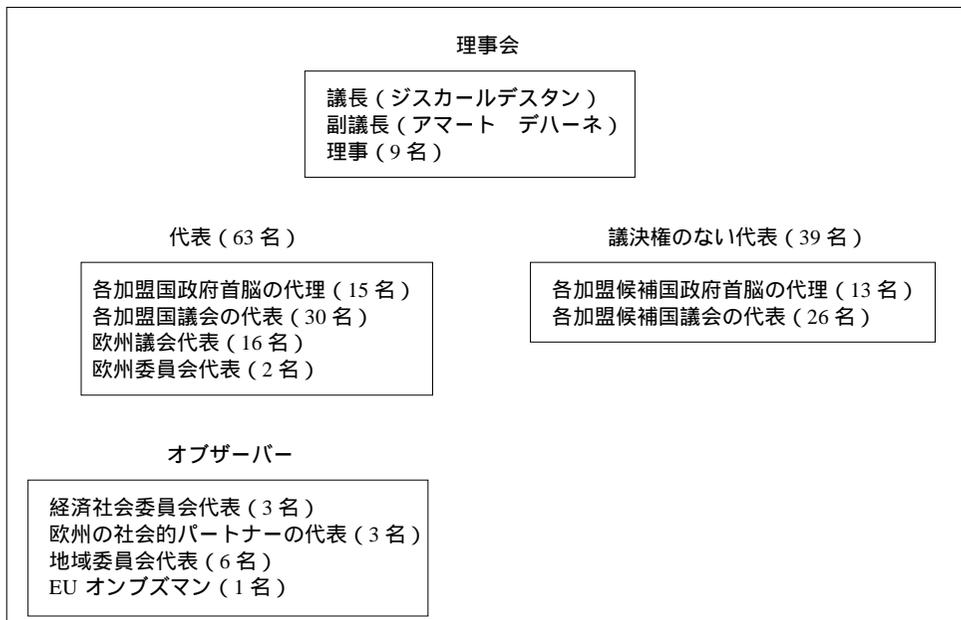
EU 条約の改正内容を検討するために召集される通常の政府間会議とは異なり、同諮問会議

に参加する構成員は、非常に多岐にわたる。これは同諮問会議が、欧州市民の意向をできるだけ広範に反映しようとするからに他ならない。加盟国政府の代表が協議する場である政府間会議とは異なり、個別の加盟国市民の声を代弁するために加盟国の国内議会の代表及び欧州市民全体の声を反映するために欧州議会の代表を構成員としていることが特徴の1つである。また、EUへの加盟予定あるいは加盟国候補の13ヶ国の政府首脳の代理及び国内議会の代表も今回の諮問会議における討議に参加を認められている。ただし、これらの加盟予定の国家の代表は、同諮問会議での議事等の全ての過程に現加盟国の代表と同じ資格で参加することが認められているものの、同諮問会議が最終的に合意を形成する際には、現加盟国の合意に反対することはできない。このため、同諮問会議の検討課題が、新規加盟国を含めた拡大EUの将来像であるにもかかわらず、現加盟国の代表と新規加盟予定国の代表の利害が一致しない課題については、現加盟国の利益が一方向的に優先される可能性もある。そのため、新規加盟予定国の不満がどのような形で現れるかが懸念される課題であろう。

また、諮問会議を統轄する組織として、諮問会議理事会（Praesidium）が設置される。諮問会議の理事会は、議長、2名の副議長及び諮問会議からの9名の代表により構成される（諮問会議の開催中に理事会議長国を務める政府の代表、加盟国の国内議会代表から2名、欧州議会代表から2名、欧州委員会の代表2名）。この諮問会議理事会においても新規加盟予定国の代表は、排除されており、現加盟国と新規加盟国の利害をどのような形で調整するのかが、問題となるであろう。

なお、正規の構成員が諮問会議を欠席する場合には、1名の代替要員が引き継ぐことが可能

欧州の将来に関する諮問会議



であり、代替要員も代表と同じ方式で任命される。正規の代表は、議長及び副議長の3名を含めて総数は、105名で構成されている。具体的な代表の構成は、132頁の図の通りである。

さらに欧州司法裁判所裁判長及び会計検査委員長は、諮問会議理事会から要請があった場合に、諮問会議に意見を表明することが可能である。

(3) 会期

諮問会議は、2002年3月1日に開会式を行い、その際に諮問会議理事会を任命し、手続き規則を採択する。会期は1年で修了し、期限内に諮問会議議長は、欧州理事会にその結果を提示する予定である。

(4) 活動方式

諮問会議の運営の中心となるのは、正副議長及び理事会である。特に諮問会議議長は、広範で一般的な討議からいくつかの結論を導き出すことによって、諮問会議の議論の開始のための道筋を付ける。理事会は諮問会議を活性化し、最初の活動の基盤を諮問会議に与えることを任務としている。また、理事会は、研究すべき全ての技術的側面に関して、自らが選任した欧州委員会の職員及び専門家に助言を求めることができる。諮問会議は、特別作業部会を設置できる。

同盟理事会は、諮問会議の進行過程についての情報を受ける。諮問会議議長は、各欧州理事会の会合で口頭での進捗報告を行い、これによって、政府首脳は同時に、自らの見解を表明する機会を得る。

諮問会議は、ブリュッセルで会合し、諮問会議の討議及び全ての公的文章は、公開される予定である。諮問会議で使用される言語は、EUの11の作業言語である。

(5) 最終文書

諮問会議は、多様な問題を考慮するため、全ての問題についてコンセンサスが得られるとは限らない。そのため、諮問会議の最終文章では、検討した課題についてコンセンサスが得られたか否かによって2つの形式で作成されることが予定されている。まず、コンセンサスが得られた問題点については、勧告(recommendation)の形式をとる。諮問会議で合意が得られなかった問題点については、各論併記の形式をとるが、それぞれの異なる意見が諮問会議では、どの程度の支持を受けていたのかについて明記することになっている。この最終文書が、2004年に予定されている政府間会議における討議の出発点となる予定である。しかしながら、最終決定は、政府間会議の場で行われるため、諮問会議の最終文章がどの程度の影響力を持つのかは、依然として不確定である。

(6) フォーラム

諮問会議での討議が広範な基盤を持つと共に全ての市民の参加を促すために、フォーラムが形成される予定である。フォーラムは、市民社会を代表する組織（社会的パートナー、実業界、非政府間組織、大学など）に開放される。このフォーラムは、諮問会議の進行過程についての定期的な情報提供を受ける組織の構造的なネットワークの形式で行われる。これらの組織の意見は、諮問会議の討議の中に採り入れられる。このような組織は、諮問会議理事会によって作成される協定に従って、特定の事項について意見を聴取されたり、協議を受けたりすることができる。

(7) 事務局

諮問会議理事会は、諮問会議事務局によって補佐される。諮問会議事務局は、同盟理事会事務局によって提供され、欧州委員会及び欧州議会の専門家を参加させることができる。

おわりに

ラーケン宣言によって設置された「欧州の将来に関する諮問会議」は、2002年2月28日に開会式を行い正式に発足したばかりである。同会議が検討すべき課題は、非常に多岐に渡ると共にEUの将来像を決定づけるような質的に重要な内容を多く含んでいるにもかかわらず、検討期間が1年と限られているため、メンバーの相当の努力と効率性が求められるかなりの難事業になるであろう。しかしながら、この一般市民にも広く開かれたEUの将来像を模索するこの会議は、EUのこれまでの閉鎖性を打破する重要な試みである。この会議が成功したかどうかの評価は、同会議がいかなる成案を提示し、その成案が次回の政府間会議にいかん反映されるかによって左右されるのは無論のこと、同会議が開催されたことによって、EUとEU市民の距離がどれほど接近したかが重要な指標となるであろう。

注

- 1 ラーケんで開催された欧州理事会の議長総括の中では、「 . 同盟の将来 ラーケン宣言」として以下の諸点に関する合意が成されている。
 3. ニースで採択された結論に従って、欧州理事会は、付属文書の中で述べられる宣言を採択した。その宣言及びそれによってもたらされる将来の構想は、より単純明快な同盟（その本質的な目的の追求においてより強力なものであり、世界の中でより明確な存在である）へ向けて市民のために決定的なステップを表明している。次回の政府間会議の準備ができる限り広範な基盤に基づき、なおかつ透明であることを確保するために、欧州理事会は、ジスカールデスタン議長、アマート氏及びデハーネ氏を副議長とする諮問会議を召集を決定した。全ての加盟候補国はこの諮問会議に参加する。諮問会議の議事と平行して、フォーラムは、既に開始された同盟の将来に関する公開の討論を組織化し、拡大することを可能にするであろう。
 4. 諮問会議の議事と平行して、いくつかの措置は現状でも、条約を修正せずに行うことができる。この文脈において、欧州理事会は、欧州委員会のガバナンス白書及びバルセロナ欧州理事会の

前に、拡大に対する同盟理事会の構造と機能の対応のための提案を行おうとする同盟理事会事務局の意図を歓迎する。欧州理事会はセビリヤでの会合で実現可能な結論を導き出すであろう。最後に、欧州理事会は、2002年の上半期に実質的な行動計画になるであろう規則の整理の質に関するハイ・レベルの諮問グループ（「Mandelkern Group」）による最終報告及び規則の単純化に関する欧州委員会のコミュニケーションを歓迎する。

PRESIDENCY CONCLUSIONS, EUROPEAN COUNCIL MEETING IN LAEKEN 14 and 15 December 2001, SN 300/1/01/REV 1.

- 2 PRESIDENCY CONCLUSIONS ANNEX I “LAEKEN DECLARATION ON THE FUTURE OF THE EUROPEAN UNION”, EUROPEAN COUNCIL MEETING IN LAEKEN 14 and 15 December 2001, SN 300/1/01/REV 1.
- 3 EUにおける民主主義的要素の不足の問題、いわゆる民主主義の赤字の問題については、須網隆夫「超国家機関における民主主義 - ECにおける「民主主義の赤字」をめぐって - 」法律時報 916号、2002年4月を参照されたい。
- 4 EUに関する「良い統治」については、2001年7月に欧州委員会が公表した「欧州のガバナンスに関する白書（“European Governance A White Paper”）」、COM（2001）428 final, 25. 7. 2001及び福田耕治「『EU・欧州ガバナンス白書』の検討」、関税と貿易、5(3), pp. 83-79, 2002. 3を参照されたい。
- 5 ニース条約に附属する「同盟の将来に関する宣言（Declaration on the Future of the Union）」では、以下の4項目について検討することを求めている。
 - 補完性の原則を反映しつつ、欧州同盟と加盟国間の権限のより明確な境界の設定を確立し、かつ、監視する方法。
 - ケルンでの欧州理事会の結論に従って、ニースにおいて宣言された欧州同盟の基本的権利憲章の法的地位。
 - 条約の意味内容を変質させることなく、条約がより明確にかつよりよく理解されるための条約の簡素化。
 - 欧州の全体的構造の中における加盟国の国内議会の役割。
 さらに、これらの4つの課題に関する論議の前提として、同盟及びその組織を加盟国の市民により近づけるために、同盟及びその組織の民主的正当性及び透明性を改善し、監視する必要性が強調されている。

2001年前半の議長国であるスウェーデン及び後半の議長国であるベルギーが中心となって、これら4点を中心的課題として、欧州同盟の将来に関するより深くかつ広範な討議を呼びかけるのである。この論議に関しては、議長国は、欧州委員会と協力し、欧州議会の参加を求めつつ、全ての関係当事者と広範な論議を進める。関係当事者とは、国内議会及び世論に影響を持つ全ての関係当事者、すなわち、政治団体、経済団体、大学関係の組織の代表、市民社会の代表などである。加盟候補国もオブザーバーとしてこの過程に参加する。

第2段階では、2001年6月に開催予定のイエーテボリ欧州理事会に上程される報告書を基にして、2001年12月に予定されたラーケン（ブルッセル）欧州理事会で、その後のための適当なイニシアティブを含む宣言に合意する。

これらの準備段階の後、条約にそれらに対応する変革をなすことを目指し、前記の項目に取り組むために、新たな加盟国政府代表会議が2004年に開催される予定である。ただし、この政府間会議では、加盟予定の中・東欧諸国に対する新たな加盟条件の付加などの加盟過程を阻害するような前提条件を出さないことが特に唱われている。鷲江義勝、久門宏子、山内麻貴子、山本直、「ニース条約による欧州同盟（EU）条約および欧州共同体（EC）設立条約の改定に関する考察（2）」、同志社法学 279号、2001年9月及び鷲江義勝、久門宏子、山内麻貴子、山本直「ニース条約の翻訳（2）」同志社法学 279号、2001年9月。

- 6 議長の人選に関しては、ベルルスコーニイタリア首相がアマート元首相を候補者とするを取り下げた。また、ドロール元欧州委員会委員長を支持したのは、ギリシャとポルトガルのみであり、最終的には、ブレアイギリス首相の消極的支持もあって、ジスカールデスタン元フランス大統領の就任が合意されたのである。European Report, Section No. 2645, December 19, 2001.